

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための当会業務の縮小・変更について

令和2年4月16日、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う政府の「緊急事態宣言」が全国に拡大されたことを受け、令和2年4月21日から5月6日まで、下記のとおり、福島県弁護士会の業務を縮小・変更し、一般の方の福島県弁護士会館への入館をお断りしております。ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解の程、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、この内容は、具体的状況に応じて、適宜変更される場合がありますので、当会ホームページでご確認ください。

記

(1) 当番弁護士・国選弁護

当番弁護士及び付添人の派遣は、継続します。また、国選事件対応業務もこれまでどおり行います。

(2) 各種文書の受付について

会館での文書の収受は行いません。当会に文書を提出される際には、郵送による方法でお願いいたします。

(3) 市民向け各種窓口等について

市民窓口、紛争解決センター（ADR）、住宅紛争審査会等、市民の方向けの各種窓口は、当面の間、対応を休止させていただきます。

子ども相談窓口はこれまでどおり受付を行います。

(4) 法律相談事業について

各法律相談事業については、休止・実施方法変更等の対応を採らせていただいております。詳しくは、各法律相談センターにお問い合わせください。

福島法律相談センター	024-536-2710
郡山法律相談センター	024-936-4515
いわき法律相談センター	0246-22-1320
会津若松法律相談センター	0242-27-0264
白河法律相談センター	0248-22-3381

相馬法律相談センター 0244-36-4789

なお、4月20日から日本弁護士連合会にて全国統一ダイヤル（0570-073-567 平日正午～午後2時）及びオンライン（24時間申込可）で新型コロナウイルス法律相談の受付が開始されています。

[新型コロナウイルス対応関連情報（日本弁護士連合会ホームページ）](#)

以上